

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	細川町 (谷口)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月5日、令和6年6月16日 (第1～2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

基幹農業者の年齢は50代から70代後半が多く、65歳以上の高齢の農業者の割合も高い(73.9%)。担い手の確保ができていない中、現状は親族や近隣農業者の協力を得ながら耕作を行っている。営農組合は2戸が加入しているが高齢化が著しい。今後10年間に於いて、規模縮小あるいは離農意向の方の割合が高く(66.7%)、今後、地域農業をどのように維持していくかの見通しが立っていない。地区内には認定農業者等の担い手が存在しておらず、個人経営が主となっているので、今後機械更新時の負担等がのしかかり、営農に影響を及ぼす可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山田錦を主要作物としつつ、現在の耕作地の継続的な維持を図る。加えて、山田錦以外の高収益作物の生産の取組の必要性を感じている。将来の目標は、親族や近隣農業者の協力を得ながら、基盤整備地と自家消費する野菜等の耕作地は維持していくこととする。今後集落内の農業者の高齢化が進む中、担い手の確保も難しく、持続可能な農業を維持するため、現在2戸で構成している営農組合への非組合員の加入等も進めていく。また、地区内にはUターン就農者が存在し、またUターン就農を希望する者もいることから、地域内外からの就農希望者については受入を進めて行く。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.88 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
離農、規模縮小が生じた場合、隣接農業者を中心に集積、集約化を図り、農業委員等と調整し農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
個別で管理できなくなった場合は、農地バンクに貸し付け、段階的に集約化する。その際、農業委員等と調整し、所有者の貸し付け意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は完了しており、大区画化等の事業の計画はない。一方で、基盤整備未実施地の一部では整備を行い営農条件を整えていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外からの多様な経営体が新たな耕作者になる意向を示している場合には、三木市やJAと連携しながら、取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、兵庫みらい農業協同組合への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害対策として、電気柵を設置し、農会を中心に地域全体で維持管理を行う。